

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 4 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例案**

国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月国立市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）」を
「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条） に改める。

第6章 雑則（第49条） 」

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に改め、「行う者」を「行う施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。